

別表第1（第12条関係）

昭和村学童クラブ保育料徴収基準表1

階層	定義	徴収基準金額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	その他の世帯	月額 10,000円

○一人親家庭は児童につき月額2,000円を、兄弟姉妹同時入会の場合は第二子以降児童一人につき月額2,000円を、それぞれ減額する。
 ○保育日数が10日に満たない場合は、別表2に定める保育料で負担するものとする。

別表第2（第12条関係）

昭和村学童クラブ保育料徴収基準表2

階層	定義	徴収基準金額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	その他の世帯	日額 1,000円

○一人親家庭は児童につき日額200円を、兄弟姉妹同時入会の場合は第二子以降児童一人につき日額200円を、それぞれ減額する。
 ○保育日数が10日を超える場合は、別表1に定める保育料を負担するものとする。